

第六十八回国 参議院法務委員会會議録第十九号

昭和四十七年五月三十日(火曜日) 午前十時十四分開会

委員の異動

五月二十五日 委員の異動
中村 禎二君 補欠選任
五月二十六日 中村 禎二君 吉武 恵市君
藤田 進君

出席者は左のとおり。

委員長 阿部 憲一君
理事 後藤 義隆君
原 文兵衛君
佐々木静子君
白木義一郎君

委員

岩本 政一君
林田悠紀夫君
加瀬 完君
野々山一三君
松下 正寿君

國務大臣

法務大臣 前尾繁三郎君

政府委員

法務省刑事局長 辻 辰三郎君

事務局側

常任委員会専門 二見 次夫君

本日の會議に付した案件

○罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(阿部憲一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。去る二十五日、中村禎二君が委員を辞任され、その補欠として吉武恵市君が選任されました。また、去る二十六日、矢山有作君が委員を辞任され、その補欠として藤田進君が選任されました。

○委員長(阿部憲一君) 罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前尾法務大臣。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

刑法その他の刑罰法規に定められた罰金及び料金の額等につきましては、第二次大戦後における経済事情の急激な変動を考慮して昭和二十三年に制定されました罰金等臨時措置法によることとされているのでありますが、同法制定後現在に至るまで二十数年間における経済事情の変動には著しいものがあり、物価は約三倍、賃金は十倍以上に上昇しております。また、経済事情が比較的安定したと見られる昭和三十年を基準といたしまして、賃金は約四倍、一人当たりの国民所得は約六倍となつております。このような状況のもとで刑法その他の刑罰法規に定められた罰金及び料金の額等を現行のままにとどめておきますことは、これらの財産刑の刑罰としての機能を低下させるばかりでなく、刑事司法の適正な運営を阻害するおそれも少なくないと考えられるのであります。

特に、罰金は、全刑事事件の九五%以上に対して適用され、刑事政策上きわめて重要な役割を

果たしているものであります。最近における科刑の実情を見ますと、傷害、暴行、業務上過失致死傷、脅迫、住居侵入等の罪につきまして、法定刑の上限ないしこれに近接した額の罰金が言い渡される事例が増大し、いわゆる頭打ちの現象を呈しているのであります。したがって、現行の罰金等臨時措置法に定められた罰金及び料金の額等を改定し、これを現在の経済事情等に適合したものとすることは、刑事司法の適正な運営という観点から見て、回避することのできない緊急の課題となるに至つております。

この法律案は、以上のような事情を考慮いたしまして、罰金等臨時措置法に定める罰金及び料金の額等をいづれもその四倍に改めようとするものであります。すなわち、罰金の寡額は四千元、料金の額は二十元以上四千元未満とすること、刑法暴力行為等処罰ニ関スル法律及び経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の罪について定める罰金の多額をその二百倍に相当する額とすること、これらの罪以外の罪について定める罰金の多額が八千円に満たないときはこれを八千円とすること、刑の執行を猶予することのできる罰金の最高額を二十万円とすること、略式命令または即決裁判によつて科することのできる罰金の最高額を二十万円とすること、以上に関連して、逮捕、勾留、公判廷への出頭義務及び未決勾留日数の法定通算の基準となる罰金額等を改定することなどをその内容としております。

なお、条例に定める罰金及び料金の額につきましては、地方自治の本旨に照らし、法律で直接これを改定することは適当でないと考えられますので、施行後一年間はおおむね前とおりとすることとし、各地方公共団体においてその改正をはかるための猶予期間を設けております。

案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(阿部憲一君) 以上をもって説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○佐々木静子君 それでは、いま御提案になりました罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案に關しまして、若干質問させていただきます。

これは、いまこの本法案の提案の御趣旨を伺つたのでございますが、昭和二十三年に罰金等臨時措置法が制定されました。その後二十数年間における著しい経済事情の変動に即応するために罰金及び料金の額を四倍に改めるといふ御趣旨に承つたのでございます。そしてその資料といたしまして、経済関係の統計など、まあいづいらくとたくさん参考資料をいただき、種々科学的に御説明なさつておられることはよくわかるのでございます。この罰金刑というものを、単に経済的な問題として、物価が上がったから罰金も上げる、あるいはこの量刑がだんだん高くなつていふから罰金の法定刑を上げていかなければならないといふような御趣旨のように私感するのでございますが、しかしこれは、罰金というものは、この刑罰の一つとしての罰金刑の持つて居る意味、この刑事政策的な意味でも、この御提案にありましたように、現在九五%というものが罰金刑によつて処断されておられるといふふうな意味の御説明もございまして、それによつて、罰金刑の額を四倍にすることによつてどのような刑事政策的な効果が達せられるか、そのあたりを御説明をいただきたいと思つております。大臣にお願いしたいと思います。

○國務大臣(前尾繁三郎君) ただいま御質問の第

一点、罰金刑によつて金額を上げるだけで犯罪を少なくすることができるかという御質問につきましては、罰金刑は何も金額だけの問題ではないことは当然であります。いわゆる罰金刑を科せられるという不名誉さというものがあつたわけでありまして、そういう点について非常に罰金が刑罰の意味をなしておることについては私は何ら異存はないのであります。ただ、この提案理由にも書いておられますように、昭和二十三年、経済的な觀念がすっかり変わる。これはやはり罰金刑を科すというものは、その人にある程度の苦痛を与えるという意味合いがあるわけでありまして、その苦痛からいいますと、所得がどんどんふえていっておる。要するにその人が払います犠牲の度合い、苦痛の度合いというものははるかに軽いものになつておるわけでありまして、また、法というものは、もちろんそう簡単で改めは困りますが、そのときの事情に合いませんと、たとえ罰金を払ひに行つたが、払ひに行つた往復のタクシー代よりも払つた罰金額が少ないんだというようなことは、むしろ逆に法の権威あるいは罰金の権威というものを失うのではなからうか。

そういうことを考えますと、まあ重過ぎてはもうろんいけません、そのときそのときの経済事情にやはり合つたものでなければならぬということ、実際におきましてだんだん、現在二十三年であります、最近はことに著しくなつてきたのは罰金の上限をすることが非常に多くなつた。やつぱり裁判官も、そういうふうなあまりにも軽い罰金額ではいけないという気持ちから上限のほうを使うようになる。そうなりますと、結局上のほうに悪平等になる。したがつて、もっと弾力性を持つて科していかなければ罰金としての意味がない、こういうふうな感じを持つておられることはもう現実でありますので、そういうような意味合いからいいますと、何としてもこの際は、四倍がいかに悪いかは別といたしまして、まあ六、七倍に上げるべきでありまして、四倍ということではいっておきますから、いろいろ弾力性を

持つておるわけでありまして。少なくともここ四、五年に、まあ現在のような上限だけを使うというふうな状態から、そういうことはなくなるであらうというふうな意味合いから、こうして四倍の引き上げということを考えたわけでありまして、ただいま申し上げたような趣旨で、今度の本法案を提出しているわけでありまして。

○佐々木静子君 いま大臣の御見解を承りまして、これは、この上限を引き上げて四倍にするということに必ずしも全面的に反対しているわけでもないわけでございますけれども、ただ、いまおっしゃつたように、罰金刑というものの刑罰的な意味というのと、いま大臣もおっしゃつたように、罰金刑を科せられることによる不名誉さというものが非常に大きなウェイトを占めておるんじゃないかと思つてございまして、そして、このたとえ二千元のものが八千元になつたというところで、それによつて刑罰の目的がかなり達せられるかという、必ずしも必ずしもというより、あまりその刑罰の目的の達成という点においては、あまり効果が無いんじゃないか、私思うわけなんです。罰金刑の効果というものは、いまもおっしゃつたように、財産権を侵害することによつて本人に苦痛を与えて、それによつて特別予防の目的を達するというふうな考へるわけでございますけれども、これが四倍になつたからといって、特にこの財産権が侵害されて、そのために苦痛を与えられ、それによつて犯罪の予防が期せられるというものは、私はきわめてそういう効果は乏しいのではないかと、むしろ大臣が最初に言われた罰金刑というものを科せられたという不名誉さによつてある程度の特別予防の効果があるのではないかと、どうしても四倍に上げなければならぬというこの意味ということにつきましても、私はあまり刑罰の効果というものは期待されないと、私と思つてございまして、法務省としては、今度の法案の改正によつて一番主眼としておられるところは、いま申し上げた特別予防の効果をお

えておられるのか、あるいは一般予防に重点を置いて考へておられるのか、その点の御見解をお述べいただきたいと思ひます。

○政府委員(辻辰三郎君) 今回の法案におきますこの罰金の法定額の引き上げでございますが、御承知のとおり、この法案は、刑法、それから暴力行為等処罰ニ関スル法律、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律、この三つの罪につきましては法定刑の上限を四倍にいたしておるわけでございます。これ以外の法律でこの罰金、科料を定めておられますものにつきましては、その法定刑が八千円未満のものは八千円に、八千円未満のものは八千円に内容をございまして、八千円未満のものは八千円にするという内容でございます。

そこで、刑法等の場合と特別法の場合とは、多少この効果があるいは違つた面があるかと思つてございまして。まず、刑法等の罪につきましては、法定刑の上限を四倍にするということによりまして、先ほど来大臣の御答弁がございましたが、一般的な経済の変遷ということとの関連におきまして、罰金刑がきわめて低く、相対的に低くなるという大前提がございまして、そのほかに、この刑法犯等につきましては、一般の科刑の実情が法定刑の上限に漸次移つてまいつておるわけでございます。そうなりますと、そこに一つの適正な科刑という点から遺憾な点が出てくると、個々にそれの具体的な案件に応じた適正な罰金刑の言い渡しをしていただくという点において大きな意味があるかと思つてございまして、そういうことによりまして、一般予防はもちろん、特別予防についても現在よりもはるかに理想的な姿になつてくるということが十分期待されると思つてございまして。

特別法犯の場合につきましては、これはいろいろ問題があるかと思つてございまして。しかしながら、この法案におきまして、今回は罰金は四千元以上という一つの区分をいたしておりますが、少なく

とも八千円未満の罰金のものは、これは八千円以下ということにいたしませんと、一般の刑罰体系というものの均衡が保たれないということでございます。そこで、この特別法につきましては、現在刑法を含めまして、罰金、科料の罰則がついておられます法律は六百六十三あるわけでございます。で、このうち三つの法律につきましては、先ほど来申し上げた法定刑が四倍になるわけでございますが、残りの六百六十につきましては、法定刑が八千円未満のものは、これは八千円以下にいたしていただくこととございまして、で、この関係は特別法、たくさんございまして、この措置の影響を受けません。これは非常に古い特別法がこの影響を受けるわけでございます、そうでない新しい特別法につきましては、それぞれの制定の時点におきまして適正な罰金額が定められておるので、それはそれとして、なお十分な効果を持つておると、で、まことに古い法律で、非常に低い罰金刑しか定められていない特別法につきましては、この際この刑法等との関連におきまして、法定刑を八千円まで上げていただくということによりまして、十分とは言えなくとも、刑法との関係におきまして適正な刑罰の機能を果たしていただくという、かように考へておるわけでございます。

○佐々木静子君 この罰金の上限を上げて適正な刑罰機能を發揮するという御趣旨はよくわかりました、きょうは裁判所がお見えになつていらつしやらないんでございまして、この罰金の上限を上げることによつて、しばしば非常にその効果が問題にされておる短期自由刑というものでございまして、短期自由刑に処せられた人が、この上限の上がることによつて罰金刑に処せられるようなケースがこれからふえてくるというふうな法務省といたしてお考えになるかどうか、そのあたりをお述べいただきたい。

○政府委員(辻辰三郎君) この刑法犯につきまして、先ほど来申し上げております罰金刑の頭打ち



よりよいことを考えますと、これは罰金の額をいまの四倍に上げたからといって、これを少なくするといふ、過失犯罪を少なくするといふことは、これは直ちに結びつかないのではないかと。三の精神障害者の犯罪といふことについて考えますと、これまた罰金の額を高くしたからといって、その増加を抑えるといふことは無関係に行なわれるのではないかと。現在の犯罪の特徴とか、趨勢とかいふようなこととの比較において、この法案改正において特に意義があるのかないのか、そのあたりをお答えいただきたい。

○政府委員(辻辰三郎君) 現在の犯罪情勢、特に刑事政策との関係においてのたゞいまの御指摘でございますが、現在の犯罪情勢は窃盗罪は必ずしも増加の傾向を示しておりません。それから第二点の、交通関係の犯罪、これは御指摘のようにごく最近、急激に増加いたしました。むしろ昨年来からいたしますと、この増勢も多少にぶつてきた。三、四年前にたいへん大きな増加の趨勢があったわけでございます。それから第三点の、精神障害者の犯罪、これは数の上で、必ずしも大きな変動はないと思つてございますが、これは数の点は別にいたしまして、刑事政策的にたいへん重要な問題を含んでおるといふふうに私は考へておるわけでございます。

そういたしますと、今度の罰金のこの法案と刑事政策との関係は、主として一番大きい意味を持ちますのは、この交通犯罪との関係であろうと思つてございます。刑法犯にこれをとつてまいりますと、業務上過失傷害罪あるいは業務上過失致死罪、これは刑法犯のうちの六三〇ぐらゐに及んでおるわけでございます。たいへん大きな数になつております。この業務上過失傷害罪につきましては、先ほど来申し上げておりますように、法定刑の罰金刑につきましては、法定刑の頭打ちの現象が顕著になつておるわけでございます。これを今回、この法案によりまして、上限を四倍にしていたらどうかということになりますと、事案事案

に依つた適正な罰金刑が科せられることと思つてでございます。そういたしますと、これは特別予防、一般予防、双方の面において、非常に大きな効果をあげるといふふうに、私も考へておるわけでございます。

○佐々木静子君 いま業務上過失致死傷罪にかなり効果を発揮するのではないかと、御見解を承つたのでありますが、これはさきに、昭和四十三年にこの刑法の過失傷害の罪についての刑罰の改正が行なわれたと思つてございますが、この改正によつて、何か犯罪の数をその他において影響があらわれたかどうか、そのあたりについての御説明をいただきたいと思つてます。

○政府委員(辻辰三郎君) この昭和四十三年の刑法第二百一十一條の改正でございますが、これは御承知のとおり、従前は、三年以下の禁錮または五万円以下の罰金という法定刑でございましたが、それを、五年以下の懲役もしくは禁錮または五万円以下の罰金というふうに変更されたわけでございます。これは当時といたしましては非常に悪質な交通事犯、人身事故でございますが、悪質なものにつきまして禁錮刑というものが、御承知のようにこれはある意味では名譽的な刑でございまして、政治犯とか過失犯と、こゝろに科せられるという意味の禁錮刑でございまして、その当時におきまして酒酔いであるとか、無免許であるとか、そういうことを伴つて人身事故を起こすというふうな犯罪については、これは実質、懲役刑をもつて臨む犯罪ではないかという観点から、この禁錮刑のほか懲役刑というものもつけ加えられたわけでございます。

もつて、特に懲役刑をもつて臨み得るといふふうにしていただいたわけでございます。こゝろからとてでございますので、この改正が行なわれたからといひまして、この交通の人身事故事犯についての数の上での大きな変動は見られないわけでございます。

○佐々木静子君 これは、この改正が行なわれても、一般のドライバーあるいは一般の国民が、禁錮刑だったところが懲役刑もできたといふようなことはあまり知られておらないといふのが事実ではないかと思つてございます。今度、罰金が、特別予防はもろろ一般予防の効果も大いにあるといふこととてでございますけれども、これも罰金がどういふふうになつたかといふことを一般の人が知るというところは、これは現実の問題とすると、具体的事件が起こつて、あつたのぐらゐの罰金だなどといふことで知る場合が多いのではないかと、こゝろに思つておるわけでございますけれども、こゝろに思つたことになると、その刑罰の効果といふものが、先ほどこの交通事犯の人身事故において一般の趨勢のほうが強く出て、数字の上ではあまり刑罰の効果といふものが形の上ではあらわれてこなかつたといふ御趣旨でございますが、今度も、これが改正になつたところで、あまり形の上ではあらわれてこないんじゃないかといふことを危惧するわけでございますが、そのあたり法務省とするとどういふ対策を考へておられるわけでございますか。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案が法律になりましたら、関係の警察その他におきまして、この法定刑が上がつたといふことにつきましては十分周知徹底底といふ点を期するように考へておられます。なお、この法定刑が上がつた場合には、検察庁におきましてもこの交通の人身事故事犯でございまして、これにつきましては御案内のとおり、現在全国的に大体大まかな処理基準といふものがつくられておるわけでございます。そういう点につきましては、検察庁全体といたしましてこの新し

い法定刑に見合う処理基準といふものを十分検討して策定してまいりたいといふふうに考へておるわけでございます。

○佐々木静子君 それからこのあと、少年に対する罰金刑についてお伺ひしたいと思つておるわけでございますが、この犯罪白書によりまして、少年に対する第一審の有罪判決の人員のうち、九七%ないし九八%が罰金刑に処せられておるわけでございます。この少年に対する罰金刑といふ問題についてお伺ひたいと思つておるわけでございますが、その前に資料をちよつとお願ひしたいと思つておるわけでございます。

これは法務省にお願ひするのがよいのか、あるいはこの間のように裁判所のほうに資料があるのかちよつと私のほうでは判断いたしかねますけれども、適宜、もし裁判所にあるとすればお取り寄せいただきたいと思つておるわけですが、一番のいま申し上げました有罪判決を受けた少年のうち罰金刑に処せられた者の年齢別割合、それからその処せられた罰金の額がどのぐらゐの額が多いのか、その額による人員の割合、それからこれは少年法の五十四條の規定によりまして換刑処分が少年に認められておりませんか、少年に対する罰金刑の徴収状況、これ、成人とだいで異つた結果が出てくるのではないかと考へますので、そうした資料を次回までに御提出いただきたいと思つたわけでございます。

○政府委員(辻辰三郎君) たゞいまの御指摘の資料でございますが、私も十分御要望に沿うように検討させていただきますと思つております。これは大体そのほとんどが裁判所関係にならうかと思つておるわけですが、現在私が裁判所関係から取り寄せて持つております資料によりまして、なかなか御要望に沿うだけのものが出てこないので、なかなかお伺ひのこととてでございます。特に少年で罰金刑の言い渡しを受けたものの、これは一般の公判で受けましたものにつきましては、これは資料

が私承知している限り裁判所の資料がございませぬ。しかし大部分は略式命令で——やはり交通事犯でございませぬが——処せられておると想像されるのでございませぬが、略式命令のうちで少年が占めておる割合、これは統計そのものでは出てこないのじゃなからうかという感じがいたしますけれども、少年関係のあらゆる既存の資料を十分検討いたしまして、できるだけ御要望に沿うように努力さしていただきたいと思ひます。

○佐々木静子君 それではお手数ですが、できるだけ資料の提出をしていただきたいと思ひわけございませぬ。

それで少年に対する質問は次回に譲ることとしたしまして、これは一般の成人に対する罰金刑の徴収についての資料も実はいただきたいと思ひわけございませぬ。この罰金刑の完納率がどのくらいであるのか、また換刑処分に処せられている人の割合、あるいは刑事訴訟法の四百九十条によって強制執行を、罰金刑が強制的に執行されている者の割合、それから罰金刑が完納されるのは普通、平均、判決確定後どのくらいの期間を経て完納されるのであるかというふうなことを、こういふことわかりますでしょうか。

○政府委員(辻辰三郎君) そのごまかい点は私出てこないと思ひますが、まず概略的なものは現在ここにございませぬので一応御報告いたしまして、なおまた書面として提出いたしまして、罰金刑につきましてその徴収状況でございませぬが、これは成人も少年も全部含んでおりますけれども、昭和四十五年一年間に全国の検察庁が罰金の徴収済みとした金額、このうちには労務場留置によって徴収済みになったというものも含まれてございませぬが、徴収済みになりました金額は二百四十五億三千四百四十七万八千円でございませぬ。そしてそのうちで労務場留置という処分によって完納したと見られる金額が、これが四千二百六十七万七千円でございませぬ。そういうことになりませぬと、結局この労務場留置、罰金が完納できなくて労務場留置の処分を受けたものは全件

数の〇・二%になっておる、千件に二件というふうな数字になっておるわけでございます。これは概括的な数字でございませぬが、これまたその詳細の点につきましてはできる限り資料を検討させていただきますと思ひます。

○佐々木静子君 それから、いま労務場留置のお話もございましたが、これまた罰金刑の本質とも関連すると思ひますので、これは実にはポケットの中から小づかいを払うような調子で罰金刑が支払われる。しかし、無資力者については、これは自分の自由を犠牲にして、労務場で働いて罰金刑を完納しなければならぬというふうなことで、まあ制度として非常に不公平な制度ではないか。これは罰金刑そのもの自体がそうなのですけれども、それが端的にあらわれないのが労務場留置ではないかと思ひますので、先日の所得違反のある高額な罰金刑に処せられた場合などは、この換刑処分の場合の一日の換刑額というものが非常に高額である。そしてまた、普通の場合も一日の換刑額というものがたいへんに低額に計算されている。そういうことも、どういふふうに大体統計上なっているのかということも一応知りたいたいと思ひますので、これは裁判所にある資料ではないかと思ひますので、これもぜひ資料で換刑処分の一日の計算がなされた例、それから最も最高の額に換刑処分に処せられた例、及び平均すると大体一日幾らくの額で換刑処分が行なわれているかということも、これもわかりましたら資料の御提出をいただきたいと思ひますので、その点、資料のほうはお出しいただけますでしょうか。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま御指摘の資料も、これは裁判所関係の統計にあるかどうかという問題でございませぬが、これはおそらくないと思ひます。先ほど例におあげになりました最近の某所得税法違反被告事件換刑額は一日二十万円、こ

の方は罰金一億円というふうなことに処せられまして、そして一日換算が二十万円ということになっております。これなんかは非常に顕著な例でございませぬが、この換刑額というものを何円のものか幾らあったかというふうなことはおそらくないと思ひますが、できるだけ努力はしてみたいと思ひます。

○佐々木静子君 それでは、換刑処分、特に現行法とそれから改正刑法などについて換刑処分についての規定が若干変わってきておるようにも見受けられますので、できましたらその資料を御提出いただいたあとに、またその件について質問させていただきます。で、私の質問は保留させていただきます。

○委員長(阿部憲一君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四分散会

五月二十五日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は三月十七日)  
一、罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案

五月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案  
刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。  
第八条第一項ただし書中「立ち会つた場合に限り」を立ち会つた場合に限るものとし、旅費のうち船賃の算定に係る運賃の等級については、裁判所が相当と認めるところによるに改める。

附則  
1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。  
2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。



第三部

法務委員会會議録第十号

昭和四十七年五月三十日

【参議院】

昭和四十七年六月六日印刷

昭和四十七年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局